

■教育行政のポイント

“上限規制”指針を告示

菱村 幸彦

給特法(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法)の改正により、公立学校教員に1年単位の変形労働時間制が導入されることについては、すでに本紙(2019年12月2日号)で紹介した。

同改正では、もう一つ「教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等」(7条)について規定している。その指針が本年1月17日に告示(注)された(告示は本年4月1日から適用)。

ガイドラインを「告示」に格上げ

指針のポイントは、概略、次のとおりである。

第1は、経緯と趣旨。平成30年の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の制定により、労働基準法36条(時間外労働)が改正され、民間企業等における時間外労働の上限規制が定められた。これをふまえて、国家公務員については人事院規則で、地方公務員については条例・規則で、それぞれ超勤命令の上限時間を定めている。

しかし、公立学校教員については、給特法で超勤命令を「超勤4項目」に限定する例外措置が定められており、超勤4項目以外の業務は、上限規制を定める条例・規則の対象とならない。そこで、文部科学省は、平成31年に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を定めた。

今回、その実効性を高める観点から上限規制を法的根拠のある告示に格上げしたわけだ。

第2は、対象と内容。指針の対象は、給特法2条に規定する義務教育諸学校等(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園)のすべての教員である。それ以外の職員(事務職員、学校栄養職員等)には、一般の地方公務員の上限規制が適用される。

指針は、「超勤4項目」の超勤命令に基づく業務以外の時間も含め、教員が教育活動に関する業務を

行っている時間を「在校等時間」として捉え、その上限を規制するものである。

具体的には、①1カ月の時間外在校等時間について45時間以内、②1年間の時間外在校等時間について360時間以内としている。ただし、学校事故やいじめ重大事案など児童生徒に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1カ月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内としている。これらの上限規制は、上記ガイドラインと同じである。

勤務時間の把握は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測することが求められる。

規制には条例・規則の制定が必要

第3は、規制の方法。本指針は、直接、教員の勤務時間を規制するものではない。都道府県・指定都市の勤務時間条例・規則および服務監督権者である各教育委員会の規則等で、本指針を参考にして、「上限方針」を定める必要がある。文科省通知(令和2年1月17日)は、条例や教育委員会規則の規定の参考例を示している。

なお、指針違反に罰則はないが、指針から外れた勤務時間管理は校長の責務を適切に果たしていないと見なされる。

第4は、留意事項。指針は、留意事項として、①指針は上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨でないこと、②実際より短い虚偽の時間を記録に残すことがあってはならないこと、③自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは厳に避けることなどを示している。

(注)「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和2年文部科学省告示第1号)

(ひしむら・ゆきひこ=国立教育政策研究所名誉所員)

●新年度の学校経営とスケジュールの管理は、これ1冊でOK! 《好評発売中!》

2020 スクール・マネジメント・ノート

【編集】教育開発研究所 A5変型判/定価(本体 2,400円)+税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>をご利用ください。

